

青森県モデル市町村での高齢者の健康づくり支援事業実施要領

1 目的

県内のモデル市町村（平川市）で、スーパーの空きスペースや温泉施設等の高齢者が日常的に利用する場所において、住民の介護予防や健康づくりの意識向上に係る取組を行うとともに、当該市町村の介護予防事業等の対象となる方への声がけの契機とする。

2 実施主体

青森県

3 業務名

青森県モデル市町村での高齢者の健康づくり支援事業

4 委託業務内容

(1) 事業実施場所の選定

県と協議の上で、平川市内で高齢者が日常的に利用しやすく、事業実施に適切と思われる場所を選定する。

(2) 実施場所での事業内容の提案

高齢者の介護予防や健康づくりの意識向上に資するような事業内容（例：運動機能チェック等）を提案する。

(3) 事業の実施

事業実施場所で月1回以上、(2)で提案した事業を実施する。

(4) 事業実施に必要なスタッフ等や必要機器等の手配

事業実施に必要なスタッフや講師、必要機器、教材等について手配（スタッフ、講師への報酬・旅費の支払を含む。）する。

なお、介護予防や健康づくりに関する啓発物品も委託料の中で購入することを可能とする。

(5) 効果測定と報告業務

本業務による効果を把握する効果検証項目及び方法を設定し、提案することとし、受託期間中は効果測定を行うとともに、事業終了時に測定結果を踏まえた事業成果を分析すること。

5 留意事項

(1) 事業の実施に必要な機器等で、県が貸与可能なものについては、県と協議の上、使用することができる。

(2) 事業実施にあたり、第三者が権利を有する素材（キャラクター、音楽、タレント等の著名人）を活用することも可とするが、その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段等の調整、その他付随する業務全般を実施すること。

(3) 本業務により制作された一切の著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転す

るとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

6 委託業務の上限額

3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

7 委託業務の期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

8 成果品

(1) 効果測定に使用したデータ

効果測定のため徴収したデータについて、電子データで提出すること。

(2) 効果測定結果についての報告書

効果測定結果及び事業成果の分析について記載した報告書を電子データで提出すること。

(3) その他

業務の過程で発生した教材等のうち、県が指定するもの

9 業務委託業者選定

別添「青森県モデル市町村での高齢者の健康づくり支援事業企画コンペ実施要領」による。